

角田市公告第 15 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項の規定により、角田市森林整備計画を策定したいので、同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画書（案）を縦覧に供する。

なお、当該森林整備計画書（案）に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、角田市長に対し、理由を付した文書もって、意見書を提出することができる。

令和 8 年 2 月 6 日

角田市長 黒須 貫



1 縦覧に供する書類の名称

角田市森林整備計画書（案）

2 縦覧及び意見を受け付ける場所

角田市役所 農林振興課

3 縦覧期間

令和 8 年 2 月 6 日から令和 8 年 3 月 8 日まで